

令和6年度 第7期第2回 練馬区地域包括ケア推進協議会 会議要録

1 日時	令和6年11月22日（金） 午後6時30分～午後8時00分
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	（委員19名） 宮崎牧子委員長、大森裕美委員長代理、星川茂喜委員、高木博通委員、木幡和枝委員、吉田壯二委員、藤野貴志委員、内田敦子委員、生田剛史委員、栗原雄治委員、後藤正臣委員、柳沢ゆかり委員、千葉三和子委員、笹川浩利委員、杉浦康委員、山添友恵委員、鶴浦乃里子委員、青木伸吾委員、佐藤美香委員 （事務局5名） 高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長、ほか高齢者支援課・介護保険課職員10名
4 傍聴者	1名
5 議題	○ 練馬区地域包括ケア推進協議会 - 令和6年度第1回練馬区地域ケア推進会議について …資料1、資料2 - 生活支援コーディネーターの活動実績について …資料3 - 練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例の一部改正について …資料4 - 指定介護予防支援等の一部委託および指定介護予防支援事業者の指定について …資料5 - 指定地域密着型サービス事業者等の指定について …資料6 - その他
6 配付資料	（資料1） 練馬区の地域ケア会議等について （資料2） 令和6年度第1回 練馬区地域ケア推進会議 （資料3） 生活支援コーディネーターの活動実績（報告） （資料4） 「練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例」の一部改正について （資料5） 指定介護予防支援等の一部委託および指定介護予防支援事業者の指定について （資料6） 指定地域密着型サービス事業者等の指定について （参考資料1） 電子申請・届出システムの受付開始について （参考資料2） 練馬の介護保険状況について（10月分）
7 所管課	（練馬区地域包括支援センターに関すること） 高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係 TEL：03-5984-1187（直通） Eメール：KOUREISYASIEN02@city.nerima.tokyo.jp （練馬区地域密着型サービスに関すること） 高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係 TEL：03-5984-1461（直通） Eメール：KAIG015@city.nerima.tokyo.jp

令和6年度 第7期第2回 練馬区地域包括ケア推進協議会

（令和6年11月22日（金）：午後6時30分～午後8時00分）

○委員長

第2回練馬区地域包括ケア推進協議会を開催します。

先日の「高齢者施策に関する合同勉強会」にご参加された委員におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。

最初に委員の出席状況、傍聴者の状況の報告および配付資料の確認を事務局からお願いします。

○事務局

【委員の出欠、傍聴報告、配付資料の確認】

○委員長

案件1、令和6年度第1回練馬区地域ケア推進会議について、高齢者支援課長から説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料1・2について説明】

○委員長

案件1について、現在、民生委員であり、町会でも活動されている委員にご意見を伺いたと思います。

地域の中で、どのようなこと、人が求められているか。また、民生委員や町会の活動を始めたきっかけについてお聞かせください。

○委員

町会・神社関係の総代・民生委員・青少年育成・農協など、現在に至るまで様々な活動をしてきましたが、そのきっかけは父母にあります。

私の家はもともと農家で、父は兼業のサラリーマンをしていました。農協にも関わっており、それを継いで、会社員の傍ら懇親会等に出席するようになりました。

農協には町会等、他の活動もされている方もいらっしゃり、親睦を深める中で、定年後に町会でも活動してほしいという話がありました。

父が生前、町会の副会長をしていたこともあり、私にできることなら引き受けたところ、神社関係・青少年育成などの話もいただきました。

会社で、技術者から全社スタッフの総務など様々な業務に携わってきた経験を活かし、皆さんのお役に立てればという思いと、時間も興味もあったためお引き受けし、現在に至ります。

多世代の集いに関する課題について、小中学校でPTAの成り手がないことなどがあ

ります。私が携わっていた青少年育成ですと、ボランティア活動をしていた中学生の表彰を提案したところ、「ボランティアができる人だけ良い評価を得ると、できない子どもがかわいそうだ。いじめの火種になる可能性がある。」と辞退する中学校がありました。

一方で、民間企業では、社員がボランティア活動をしていることが企業の評価を高めるだけでなく、社員自身も良く評価されることがあるそうです。ボランティア活動がそのような制度とうまく連動できればよいと思うので、会社でも取り上げていただきたいと思います。民生委員は時間がないと大変ですが、総務や営業など、多くの経験を積まれている方に入っていただけるとありがたいです。

また、町会の回覧などについて、今後はメール等で行う時代になると思います。先日出席した会議でも、将来的には70歳以上でも7、8割がスマホを扱えるようになり、回覧をスマホで行うことで、広く声掛けができるようになるのではないかという話題がありました。

○委員長

続きまして、定年退職をする世代の委員からもご意見を伺いたいと思います。定年退職をする世代には、どのようなアプローチをしたら地域の情報が届くでしょうか。

○委員

「定年退職する世代の地域活動への参加促進」について、私は町会に所属していますが、私たちの世代が主な構成員で、上の世代は健康面で活動が難しいため所属が少なく、若い世代も入っていません。地域の人口に対する会員数は5割に満たないのではないかと思います。集合住宅に住む方の所属はなく、難しい課題だと思います。

さらに、多世代が集い、高齢者が活躍できる場づくりについて、敬老館などの集いの場を廃止していると伺いました。街かどケアカフェへの機能転換等、時代に合わせた整備をしているかと思いますが、廃止する一方で場所がないというのは矛盾していると感じます。

また、先ほどの委員のお話のとおり、もう時代は変わっていて、私たちより上の団塊世代の多くもスマホを使っています。今後は、SNS等を活用した取組が必要だと感じますが、詐欺等のトラブルに遭うリスクもあるため、一概に良いとは言えないところです。

多世代が集い、高齢者が活躍できる場がないという現場の声について、地域ケア推進会議の中だけで解決するものではなく、もっと大きな社会全体の流れとしてのテーマであり、難しいテーマであると感じています。

○委員長

続きまして、相談のニーズに合わせたボランティアとのマッチングなどを図っている委員に、実際にあった事例などを交えてお話を伺いたいと思います。

○委員

社会福祉協議会では、地域福祉推進センターを中心として、地域で力になりたい方と活動をつなげる役割を地域福祉コーディネーターなどの職員が行っています。

ご紹介する活動の一つとして、市民後見人制度があります。これは、弁護士や司法書

士・親族だけでなく、地域住民が後見を担える制度です。

成年後見制度の推進機関である権利擁護センター「ほっとサポートねりま」では、練馬区と協働し、市民後見人を養成しています。研修参加者は、定年退職後に社会や地域に貢献したいという思いを持っている方が多く、社会との接点を持てる活動として選択肢の一つになっています。

研修は80時間ほどあり、以前は約半年間で詰め込むように研修をしていました。しかし、参加者の多くは他の活動の場があることが多く、他の活動と両立したいというニーズを踏まえ、2年間の研修で市民後見人を目指す形を取っています。

市民後見人の案件は多くないため、市民後見人の活動のほか、判断能力が不十分な方に対して、訪問や同行により書類や手続のお手伝いをする地域福祉権利擁護事業で活動していただくこともあります。

○委員長

ほかにご質問・ご意見はありますか。

○委員

事業所運営や学術の研究機関への参加等、様々な活動をする中で、理想や目標の話と現実を直視する話は、両方大事だと考えています。

先日出席した学会では、積極的健康（心豊かにいきいきと暮らすこと）を求める都市から、高齢者や障害者が個々の生活の中に籠って暮らす社会が始まる流れを、どのように施策や福祉に生かすかという、アラン・ケレハー氏が提唱する「コンパッションシティ」（古い・病・死・喪失を受け止め、支え合うコミュニティ）についての意見交換が盛んに行われました。

積極的健康を得るための手段には、高齢者や障害者が人の助けを得て集まりの場を作ろうとすることなどがありますが、そこでコストがかかるという現実直面する上、情報が飛び交う現代では、何を選ぶべきか分からなくなってしまう。

一方で、個人の権利の行使は数多く行ってきたため、人と集うことを求めなくなっているのではないかという議論がされています。

実際、地域ケア会議に参加しても出席する民生委員は限られていますし、このような場に出るごく一部の高齢者が、集まる場所を作ろうとしているのが現実です。

集まる場所はあると良いですが、それを求めない地域もあるのではないかと考えています。

○委員長

案件2に移ります。生活支援コーディネーターの活動実績について、高齢者支援課長から説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料1、3について説明】

○委員長

案件2について、地域包括支援センターに勤務している委員にご意見を伺いたいと思います。

○委員

生活支援コーディネーターが行っている業務は、これまでも地域包括支援センターの役割として求められていましたが、他の業務も並行して行う中では、深く広く地域づくりに取り組むことが難しい状況でした。今年度は生活支援コーディネーターが配置されたことにより、地域の避難拠点、民生・児童委員の協議会、各町会・老人会の定例会など、様々な活動の場に参加させていただく機会が今まで以上にありました。

それは地域包括支援センターの広報活動、地域のネットワークづくり、社会資源の発掘にもつながっています。ある会に参加すると、他の参加者からまた別の会があるとお声かけいただき、参加させていただく。そこで地域包括支援センターの役割を知っていただき、相談や街かどケアカフェにもつながるといふ、1つの機会から様々な場・人につながっていくことを実感しています。

一方で、区民の方から、周知活動が足りないのではないかというご意見をいただくこともあります。対象者や参加者が高齢者に限らない活動に参加することで、地域づくりに関する取組の幅が広く深くなっているため、この活動を続ければ、生活支援コーディネーターの役割を果たしていけるのではないかと思います。

○委員長

ほかにご質問・ご意見はありますか。

○委員

話が前に戻って恐縮ですが、地域ケア推進会議と協議体について、区全域だけ一体的な開催ではなく、別になっている理由を教えてください。

○高齢者支援課長

区全域の協議体は、全ての地域包括支援センターの生活支援コーディネーターと各地域活動団体の代表者の合計40名ほどが一斉に集まり、生活支援コーディネーターと地域活動団体の情報共有ならびにネットワークづくりを目的に実施しています。この地域包括ケア推進協議会委員が構成員となる地域ケア推進会議とは質的に異なる内容であるため、別々に行っています。

○委員

では、基本地区と日常生活圏域単位では一緒に開催して支障がないのですね。

○高齢者支援課長

基本地区と日常生活圏域における参加者は重複することが多いこと、地域の課題を捉えていくという同じ目的を持っていることから、一体的に実施しています。

○委員長

地域包括ケアシステムの推進において、非常に重要な役割を担っている地域包括支援センターへの生活支援コーディネーターの配置により、さらに地域づくりに力を入れることができるようになりました。

現在、様々な社会資源を見つけたり、つないだりして地域づくりを始めているところだと思いますが、地域包括支援センターの役割として、個別支援のほかに地域づくりがあることを改めて認識しておいていただくと、徐々に生活支援コーディネーターが地域の中で活躍していくところが見えてくるのではないかなと思います。今後、それぞれの地域包括支援センターでの取組を見聞きしていただき、またご意見などをいただきたいと思います。

案件3に移ります。練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例の一部改正について、高齢者支援課長から説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料4について説明】

○委員長

案件3についてご質問・ご意見はありますか。

○委員

実際に今、3職種の確保に苦勞しているのですか。

○高齢者支援課長

3職種に限らず、人材不足のため非常に難しいところではありますが、原則、常勤をきちんと配置していただいています。

今回の条件が適用する場合として、常勤職員が病気等で緊急に退職することとなった際の一時的な対応を想定しています。条件が適用される場合については、皆様に判断していただくこととなりますが、このような状況になることは少ないと考えています。

○委員

地域包括支援センターの担当地域について、例えば、A地域の中でどこに多く住民がいるかは考慮せず、その地域で6,000人が住んでいるという分け方をしているのですか。

○高齢者支援課長

高齢者人口6,000人を基準として圏域を区切り、地域包括支援センターの担当地域内としています。6,000人を超えた場合は、人員を増やす形で対応しています。

圏域に関しては、皆様にお配りしている「こんにちは地域包括支援センターです！」をご参照ください。

○委員

物事を効率的に考えるのであれば、中村地域を例に挙げますと、中村三丁目が中村南に

近いので、中村南と一緒にするという方法が良いのではないのでしょうか。地域ではなく、高齢者がどこに集まっているかということです。

○高齢者支援課長

基本的には、高齢者人口を見て圏域を分けています。

当然、地域によって高齢者人口の偏りがありますので、概ね6,000人になるという推計で見直しを行っています。高齢者人口の増加により、必要があれば、地域包括支援センター増設の検討も視野に入れているところです。

○委員

高齢者人口が多くなれば、その地区でということですか。

○高齢者支援課長

おっしゃる通りです。

○委員

生活支援コーディネーターは今年度からの事業なので、これからだと思いますが、町丁名で分けるのではなく、距離が近い地域同士や高齢者が集まっている場所を同じエリアにしたり、職員が病気等になった際のフォロー体制としてグループ化を検討したり、人数が少ない状況でも効率的に業務を行う方法を考えながら進めていただきたいです。

○高齢者支援課長

今回の条例改正の内容について、運営法人の異なる27か所の地域包括支援センターの具体的な運用については、今後も皆様にご相談しながら進めていきたいと思っています。

○委員

以前にもらった資料を見たのですが、地域包括センターごとの高齢者人口が分かる表はどこかに出ていますか。各職種の配置人数についても、今までの資料を見ましたが、見当たりませんでした。

○高齢者支援課長

これまでに皆様にお渡しした資料ですと、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の57ページに記載しています。

○委員長

案件4に移ります。指定介護予防支援等の一部委託および指定介護予防支援事業者の指定について、高齢者支援課長から説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料5について説明】

○委員長

区内居宅介護支援事業所のケアマネジャーである委員にご意見を伺いたいと思います。

○委員

指定介護予防支援事業者の指定申請について同業者に意見を聞いたところ、事業が始まる前に集約した意見と大きな変化はなく、ケアマネジャーの人数が多い事業者で検討しているところがある程度です。理由としては、報酬が介護に比べて低にもかかわらず、手間が大きく変わらないこともあります。最大の原因は運営指導です。3年に1回ほど運営指導がありますが、これ以上は負担が大きいというところが正直な気持ちだと思います。

包括的な契約に関しても、もともと予防ケアプランを受けない所や、一旦プランが終了すると地域包括支援センターに返す所など、対応は各居宅介護支援事業者により様々です。

ただ、利用者の立場から考えると、半年間から4年間ある認定期間の中で担当者が頻繁に変わっては大変ですし、委託されている居宅介護支援事業者のケアマネジャーが関わりを持っていくことはとてもいいことだだと思います。

○委員長

そのほか、ご質問・ご意見はありますか。

○委員

国が示す制度改正や、よりよい介護資源の効率化については理解していますが、地域密着型サービスの事業所を運営している者としてお伝えしたいことがあります。

現在、利用者の充足率・定員率を上げる努力を続けておりますが、コロナ禍以降利用者が増えにくい状況が続いています。参考資料2「介護保険状況報告」3（1）地域密着型サービス別の利用者数について、練馬区の小規模多機能型居宅介護の定員数は429人に対し、実際の利用は247人とあります。つまり、182人がサービスを利用できる状況です。

小規模多機能型居宅介護は要支援でも利用でき、利用者が重度化した場合は在宅で暮らしながら看護小規模多機能型居宅介護をご案内し、移行できます。看護小規模多機能型居宅介護につきましても、定員290人に対し利用者が142人と、約5割の利用率となっています。

介護予防支援事業の指定の拡大も大切ではありますが、ぜひ、既存の介護サービスの利用率を上げることも、介護資源の効率化を図るうえで一緒に考えていただきたいです。

○委員長

ほかにご質問・ご意見はありますか。

○委員

今現在、地域包括支援センターからの委託で介護予防ケアプランも受けておりますが、包括的な委託にするメリットが説明会などを聞いても感じられません。

先ほどの委員がおっしゃったことも含めて、ケアプランを持っているケアマネジャーが、包括的な委託に消極的であることが現実であるとお伝えしたいです。

どうすれば改善されるのか、魅力あるものになるのかが課題だと感じます。

○高齢者支援課長

実際に、私も多くの事業者から、「よく分からない」「不安を感じている」と伺っています。そのため、意見交換会を行いながら、不安な点・改善が必要な点の列挙と解消を、丁寧に進めていきたいと思っています。

少しでも、事業者の皆様の不安が解消されて前向きにご検討いただけるように努めてまいります。また、ご意見を沢山いただきたいと思っています。

○委員長

案件5に移ります。指定地域密着型サービス事業者等の指定について、介護保険課長から説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料6について説明】

○委員長

案件5について、ご質問・ご意見はありますか。

（なし）

案件6、その他について、高齢者支援課長から説明をお願いします。

○高齢者支援課長

前回の協議会で、地域包括支援センターの事業計画に係る評価について、評価の現状を次回改めて説明することとなっておりましたので、説明します。

地域包括支援センターの事業計画につきましては、評価が2つあります。

1つは、毎年1月頃に行う、契約に当たってのモニタリングです。ここでは、事業計画も含めた履行状況について庁内の合議の会議で評価を行っています。この結果を次年度の事業計画作成に生かしていただいています。

もう1つが、国の基準によって行われる地域包括支援センターの事業評価です。これは全国レベルで実施しているため、結果が出るまでに時間を要します。

令和5年度の評価については、来年3月の本協議会にて私から報告し、皆様に改めて地域包括支援センターの運営状況についてご意見を伺うこととなります。

○委員長

続きまして、介護保険課長からお願いします。

○介護保険課長

【参考資料1・2について説明】

○委員長

最後に次回の開催予定について、事務局からお願いします。

○事務局

【次回開催日程等について説明】

○委員長

これをもって、本日の練馬区地域包括ケア推進協議会を閉会します。

閉会